## 第2節 水門設備

	記載例	作成要領及び留意事項		
項目	内容	内	契約書	共通仕様書
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	○○事業○○業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。		第1条	第1-1条
(目 的) 第 1-2 条	(目的) (名称) (レベル) この業務は、○○事業の○○○ため、○○○水門設備の○○設計を行うものである。 ※なお、この業務は、業務成果に基づき予定する工事の発注方式を「設計・施工一括発注方式」とするものについて、必要な設計検討を行う試行業務である。	1-2 (目的)は、次の例のように具体的に記入する。 (記入例) ・基本計画書の作成に利用する。 ・全体実施計画書の作成に利用する。 ・河川協議に利用する ・地元説明に利用する ・地元説明に利用する。 (名称)は、業務の対象となる施設名を記入する。 (レベル)は、構想、基本及び実施の区分を記入する。 業務成果に基づく予定工事を「設計・施工一括発注方式」とするもののうち、同方式に対応させた設計検討(簡易型設計等)を行う業務については※部を追記する。		
(場 所) 第 1-3 条	この業務において対象とする、□□□□□□の建設予定地は、○○県○○市(郡)○○町(村)○○地先で、別添位置図に示すとおりである。	1-3 ・□□□□□には、当該施設名称を記載する。		
(土地の立入り等) 第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	1-4 ・土地の立入り等に係る制約条件及び補償については、特に必要な場合に記入する。	第13条	第 1-16 条
(低入札価格契約 における第三者照 査) 第 1-5 条	(記載例-1) 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1)予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2)○○農政局において、○○年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3)○○農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。	1-5 ・本条(低入札価格契約における第三者照査)は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。 【予定価格が1,000万円を超える場合】		

	記 載 例	作成要領及び留意事項		
項 目	内	内	契約書	共通仕様書
	(4) 共通仕様書第1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 ア 親会社と子会社の関係にある イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある ②人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者と同等のはに、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者のAGRIS 登録共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。			
	(記載例-2) 1 別紙○に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。	【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】		
	$2\sim 8$	・2~8は(記載例-1)と同じ		

	記 載 例	Tensor
項目	内	
(履行確実性評価 の達成状況の確 認)		
第 1-6 条	本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。  1 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4 業務成果物のミス、不備等	業務である場合】
(一般事項) 第 1-7 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 1 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の 円滑な進捗を図るものとする。	1-7 ・業務請負契約書や共通仕様書に記載されていない事項で、設計作業の内容に応じ、必要なものを記載する。 ・ISO9000s認証取得(JIS Q9001:2000[ISO9001:2000]を条件として発注する場合は、以下の内容を記載するものとする。
		項目内容
		(履行義務) 第 1-11 条 1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。 なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。 (品質システム文書の取扱い)
		第1-12条 1 受注者は、品質システム文書(品質マニュアル、作業手順書、品質計画書)のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者が複数の組織間で実施する場合で、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。

	記	載  例		1		作成要	領及び留意事項		
項目	内		容			内	容	契約書	共通仕様書
						合は、当該業務の品係を明確に記述する 3 受注者は、従来と するが、業務計画書 容に重複する部分が	注者の複数の組織間で実施する場 品質計画書において、各組織との関 るものとする。 ごおり業務計画書を提出するものと 書と当該業務の品質計画書の記述内 がある場合は、相互に参照または引 けることも可とする。		
				の変見	13条		条1の規定に基づき提出した当該 変更が必要な場合は、速やかに変更 出するものとする。		
				(発注 <sup>2</sup> 力) 第 1-		作成した品質シスラ 書等についての説明 するものとする。 2 受注者は、監督職 状況の把握を行うた	者が設定する場において、発注者が テム文書、品質記録等及び調査報告 月を求められた場合は、これに協力 戦員が当該業務の品質システム運用 ため、品質システム文書に関する関 たは提出及び説明を求めた場合に るものとする。		
(管理技術者) 第 1-8 条	管理技術者は、共通仕様書第 資格に係る技術部門・選択科目		ものとし、農業土木技術管理士以外の	り、業	美務内容に応	芯じて適切に指定する	択科目」は代表例を示したものであ こと。 「選択科目」以外の部門を含めて指	第 10 条	第 1-6 条
	資格	技術部門	選択科目			別紙-2を参考に追記			
			機械-機械設計等	1 1			(RCCM)で、記載例の「技術部		
		<b>公人廿年55-1</b>	建設ー鋼構造及びコンクリート	門」以	めい部門を	ど古め(指疋する場合	も、別紙-2を参考に追記する。		
		総合技術監理	農業-農業土木						
	   技術士		農業-農業農村工学						
	1X/VI)	機械	機械設計等						
		建設	鋼構造及びコンクリート						
		農業	農業土木						
	博士	農学		· 0013	にはポンプ記	投備、ゲート設備及び	除塵設備等の当該業務工種を記入す		
		鋼構造及びコンクリート		る。					
	シヒ゛ルコンサルティンク゛マネージ゛ャー	農業土木							
	農業土木技術管理士、技術士	: (農業-農業土木)、	技術士(農業-農業農村工学)						

	記	載  例			作	: 成要領及び留意事項		
項目	内		容		内	容	契約書	共通仕様書
(照査技術者) 第 1-9 条	を含む施設の設計の実務経験とする。	を有することを記載し 書第 1-7 条第 2 項によ	土木)については、○○もしくん た経歴書を監督職員に提出する るものとし、農業土木技術管理 ある。	<b>3もの</b>	1-9 ・本条 (照査技術者) は、当記 する。	該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載		第 1-7 条
	資格	技術部門	選択科目		・記載例における「技術部門」	及び「選択科目」は代表例を示したものでな	あ	
			機械-機械設計等		り、業務内容に応じて適切は	こ指定すること。 部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて打	<u> </u>	
		4/4 A ++- 4/4 E/- TH	建設一鋼構造及びコンクリート		定する場合は、別紙ー2を参		目	
		総合技術監理	農業-農業土木		•	ネージャー(RCCM)で、記載例の「技術語	部	
			農業-農業農村工学		門」以外の部門を含めて指定	定する場合も、別紙−2を参考に追記する。		
	1文州工	機械	機械設計等					
		建設	鋼構造及びコンクリート					
		農業	農業土木					
		成未	農業農村工学					
	博士	農学						
	シヒ゛ルコンサルティンク゛マネーシ゛ャー	鋼構造及びコンクリート						
	VC //2V /// // 14: V	農業土木						
	びシビルコンサルティングっ 含む施設の設計の実務経験: とする。	マネージャー(農業土) を有することを記載し	)、技術士(農業-農業農村工学 木)については、○○もしくは( した経歴書を監督職員に提出する	○○を るもの	・〇〇にはポンプ設備、ゲー l る。	ト設備及び除塵設備等の当該業務工種を記入っ		
		「照査手引書」に基づる報告書に含めて提出		, , ,	は2を以下の内容に変更する 2 共通仕様書第 1-7 条第 は、次のとおりとする。 (1) 業務計画作成時 (2) 基本条件の設定時 (3) 細部条件及び構造検討 (4) 設計計算書、設計図、	5 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節  討項目の決定時		

	記載例
項目	内容
(担当技術者) 第 1-10 条	日本業務は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。
(技術者情報の登 録)	
第 1-11 条	
	業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を
(保険加入) 第 1-12 条	明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければ
(技術員等の配置) 第 1-13 条	号農林水産省農村振興局長通知)別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整 等の対象とする業務である。
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	
	番号 名 称 発 行 所 制定 (改訂) 年月

	内	契約書	共通仕様書
	業務と測量業務を一括発注する場合は、測量作業について測量作業規より作業計画等の中で従事技術者の報告があるので省略する。		第 1-8 条
			第 1-11 条第 1-12 条
			第 1-37 条
	·		1
なお、	技術業務 (事業促進型) の調整等の対象とする業務の場合に記載する。 業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等で ることができる。		
なお、 通知す  2-1  ・	業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等でることができる。  する技術基準等の名称、発行所及び制定(改訂)年月を記入する。 例)		
なお、 通知す 2-1 ・ 適用	業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等でることができる。 する技術基準等の名称、発行所及び制定(改訂)年月を記入する。		

	記 載 例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項
項目	内容	内 容 契約書 共通仕様書
		3 電気設備計画設計技術指針(高 (一社)農業土木 機械化協会 令和元年9月 ・機械設備及び電気通信設備関係の設計基準、技術指針等から適用する技術 基準等の名称を記入する。 ・河川協議等で適用する技術基準等が指定されている場合は、その技術基準 を優先して使用する旨を記入する。 ・改訂年月は、最新のものを記入する。
(設計条件) 第 2-2 条	設計作業における設計条件は、次のとおりである。 [河川用水門の場合] 1 設計基本条件 (1) 設備名称 (2) 形 式 (3) 数 量 (4) 純径間 (5) 扉 高	<ul> <li>[河川用水門の場合]</li> <li>2-2-1</li> <li>事業計画(構想設計、基本設計等)から与えられる当該水門設備に求められる基本的な諸元を記入する。</li> </ul>
	(6) ゲート敷高 (7) 開閉方式 (8) 操作方式 2 荷重条件 (1) 設計水位(上流側、下流側) (2) 操作水位(上流側、下流側) (3) 敷 高 (4) 堆砂高 (5) 風荷重 (6) 雪荷重 (7) 設計震度 (8) 気 温(最高、最低) (9) 湿 度(開閉装置周囲湿度) 3 その他設計条件	2-2-2 ・設計基本条件に示した項目以外の水門設備の設計に必要な荷重条件、その他設計を制約する各種の条件があらかじめ定められている場合はこれらを記入する。  2-2-3 ・水質により材質選定や電食等を考慮する必要がある場合は、水質条件を記載する。
	<ul> <li>[ダム取水設備の場合]</li> <li>1 設計基本条件 河川用水門に同じ</li> <li>2 最大取水量</li> <li>3 荷重条件 (1) ダム水位(設計洪水位、常時満水位、サーチャージ水位、最低水位等)</li> <li>(2) 設計水深(スクリーン、取水ゲート)</li> <li>(3) 表面取水深(越流水深) [又は操作水深]</li> <li>(4) 利用水深(取水範囲)</li> <li>(5) 基礎地盤高</li> </ul>	[その他水門の場合] 2-2-1 ・事業計画(構想設計、基本設計等)から与えられる当該水門設備に求められる基本的な諸元を記入する。 2-2-2、3 ・設計基本条件に示した項目以外の水門設備の設計に必要な取水量及び荷重条件、その他設計を制約する各種の条件があらかじめ定められている場合はこれらを記入する。

	I	記 ,	載	例			
項目	( ) = 11.5	内			容		
		高 技浪高 (最高、最低) (開閉装置周囲	湿度				
(参考図書) 第 2-3 条	設計作業の参える。	考とする図書に	は、共通仕様	書第2-1	条によるほか	ン次表によるも <i>の</i>	)とす
	番号	名 科	<u>r</u>	発 行	所 制定	(改訂)年月	

	作	成要領及び留	7 意 事 項	
	内	容		契約書 共通仕様書
載する。 2-3		を考慮する必要がある場合 に制定(改訂)年月を記 <i>7</i>		第 2-1 条
(記入位			<b>(</b> ) 0 <sub>0</sub>	
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年	
1	水門鉄管技術基準	(社)電力土木技術協会	平成 19 年 9 月	
2	ダム・堰施設技術基 準 (案)	(一社) ダム・堰施設技 術協会	平成 28 年 3 月	
3	水門樋門ゲート設計 要領(案)	(一社) ダム・堰施設技 術協会	平成 13 年 12 月	
4	ゲート用開閉装置(機 械式)設計要領(案)	(一社) ダム・堰施設技 術協会	平成 12 年 8 月	
5	ゲート用開閉装置(油 圧式)設計要領(案)	(一社) ダム・堰施設技 術協会	平成 12 年 6 月	
6	鋼製起伏ゲート設計 要領(案)	(一社) ダム・堰施設技 術協会	平成 11 年 10 月	
7	ダム用小容量放流設 備標準設計(案)	(財) ダム技術センター	平成 12 年 3 月	
8	河川砂防技術基準 (案) 同解説・設計編	(社) 日本河川協会	平成9年10月	
9	河川構造物の耐震性 能照査指針・同解説	国土交通省河川局治水 課	平成 28 年 3 月	
1 0	立体横断施設技術基 準・同解説	(一社)日本道路協会	昭和 54 年 1 月	
1 1	配電盤・制御盤の耐 震設計指針(JEM- TR144)	(一社)日本電機工業会	平成 29 年 3 月	

	記載例			作	成要領及び貿	留 意 事	項		
項目	内容			内	容			契約書	共通仕様書
			1 2	建築設備耐震設計· 施工指針	(一社)日本建築センター	平成 26	年9月		
			1 3	建築電気設備の耐震 設計・施工マニュア ル	(一社)日本電設工業会 (一社)電気設備学会	平成 28	年		
			1 4	電気通信施設設計要 領・同解説(電気編)	(一社)建設電気技術協 会	平成 29	年3月		
			1 5	電気通信施設設計要 領・同解説(通信編)	(一社)建設電気技術協 会	平成 29	年3月		
			1 6	雷害対策設計施工要 領(案)・同解説	(一社)建設電気技術協会	平成 18	年11月		
			1 7	耐雷対策設計ガイド	(一社)日本雷保護シス テム工業会	平成 28	年1月		
				: 記備・電気通信設備関係 )名称を記入する。	の設計基準・技術指針等	から適用で	 する参考図		
(貸与資料等)								th 10 A	
第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。 分類 貸 与 資 料	数量	2-4  ・貸与   (記入	- 資料等について必要なも .例)	のは適宜に追加する。				第1-4条第1-13条
	<u>                                   </u>			類	貸 与 資 料		数量		
			業務書		○ダム実施設計 (○○○)	業務	1 部		
				∥ ○○年度 水管理	里制御設備基本設計業務		1部		
(参考図書及び 貸与資料の取扱) 第 2-5 条	第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱は次のとおり 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は た場合は、監督職員と協議するものとする。 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂され 員と協議するものとする。 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、 あった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない	解釈に疑義が生じた場合は、監督職	報を 2-5-3	常に受注者に提供するよ	:改正があり得るので、発 う努める必要がある。 ない場合は、貸与資料ごと				

		記	載	例				
項目		内			容			
(関連業務) 第 2-6 条	本業務と関連					車業務の管理技術	所者と連	2
	番号		業務			業務実施期間	$\neg$	Ž
							7 1	
							_	
3章 設計作業 容 作業項目及び数								
·) 第 3-1 条		ける作業項目及 は別紙-1設計				である。 で示すものとする	<b>5</b> .	3
		作業項目		数量		備考	7 []	
							7	
							_	
								1
								r'

		作	成	要	領	及	び	留	意	事	項			
	内							容					契約書	共通仕様書
2-6 ・ i る。	司一時期に関連する土を	木設計	業務	と機	械設	計業	務を	*実施	する	場合	に記載	戈す		
F	作業項目表についてに この表は実施設計にで 基本的な設計諸元は、原 計以前における土木構造 とを基本とする。 なお、前段設計等に対 案内容(歩掛)が重複し	ついて 京則と 告物等	記載しの構	し前想 項目	いる 設計 に対	が、 等 基 し	当該施設計	を水門 投機械 十) で	設備設計検討	に求業務	められ の実施 ている	地設		
	(記入例)													
	作業項	目			数	量			備	i	考			
	水門設備実施 ・現地調査 ・設計計項 ・基本事項 ・詳細計算 ・設計別 ・設計別 ・設計別 ・ 被料計算 ・ でである。 では、 では、 では、 では、 では、 できます。 では、 できます。 では、 できます。 できまます。 できます。 できまます。 できまます。 できまます。 できまます。 できまます。 できまます。 できまます。 できまます。 できままます。 できまます。 できまます。 できまます。 できままます。 できままます。 できままます。 できまます。 できまます。 できまます。 できまます。 できままます。 できまます。 できまます。 できまます。 できまます。 できままます。 できままます。 できままます。 できままままます。 できままままままます。 できまままままままままままままままままままままままままままままままままままま				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	箇所 式			<i>VII</i> .		,			
ウ 自 記 相	別紙-1設計作業項目の 別紙-1設計作業項目の お作業内容を記載して	目のいるをあるというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	表がてし確っに、いてにて	は各ない追ものが	<ul><li>「業作場記業</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一業子</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一、</li><li>一</li></ul>	計の内はする	務標 件が、その 。	栗準歩 浮標準 参考 )作業	掛」 歩掛 歩揖 項目	に基めた。	づく棚  容と昇  の適]  容等の	悪なと 条		

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項	
項目	内容	内 容 契約書 共通仕	:様書
		(記入例) ・遠方監視・制御設備 ・ 河川協議、道路協議、比較検討 エ 河川協議等に必要な設計等を行う場合は、ここに明示する。 オ 変更時の記載方法 変更時に作業項目を追加する場合は、前項ウと同様の取扱いとする。 なお、別紙−1設計作業項目内訳表「作業実施欄」には、変更後の全て の作業項目に○印を付す。 カ 歩掛調査は、「国営土地改良事業等の歩掛調査要領」に基づき、原則と して国の職員が行うものであるが、その一部を当該業務の受注者等に行わ せる場合は、次表を作業項目に追加する。	
		作業項目数量備考	
		歩掛調査 1式	Ī
(設計作業の留意			
点) 第 3-2 条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 1 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 3 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 4 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 5 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。 (1) 農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 (2) 新技術情報システム (NETIS) については、http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 6 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領(案)に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。	<ul><li>・河川協議、技術審査委員会資料等が業務の途中で実施される場合は、実施時期や要求資料等について明示する。</li><li>・特に図面縮尺等を明示する必要がある場合は記入する。</li></ul>	

	記載例	作	F 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内	内	容	契約書	共通仕様書
(業務の成果品質 確保対策)					
	契約後業務着手時、最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。  1 業務確認会議業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。  イ)業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件②業務計画の妥当性③○○○ □)会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。  2 合同現地路査管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地路査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。  3 照査の確実な実施業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。  4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工	<ul> <li>・確認事項については、以下を</li> <li>①設計条件・前提条件</li> <li>②業務計画の妥当性</li> <li>③スケジュール</li> <li>④設計変更内容</li> </ul>	が必要と認めたもの及び工事発注に使用する設品質確保として取り組む場合に記載する。 を参考に、業務内容に応じて適宜設定すること。 選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進		
	事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 5 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。				
	più y る ひ V C y る。				

	⇒1 +b /re			
75 17	記 載 例	作成要領及び留意事項	±n (/) =+-	ルマル投事
項目	内 容	内 容	突約青	共通仕様書
(業務写真における黒板情報の電子化)	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。	・業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。		
第 3-4 条	受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1 から4 によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信性憑確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入(1)黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い(1)受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2)本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3)黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5 費用機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる			
第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条	<ol> <li>本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</li> <li>情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省Webサイト参照)によるものとする。</li> <li>受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</li> </ol>			

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内容	内	契約書	共通仕様書
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 設計作業着手の段階 第2回 中間打合せ( ) 第3回 中間打合せ( ) 第4回 中間打合せ( ) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿 を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	5-1 ・中間打合せについては、( ) 内に具体的な作業段階を記入する。 (記入例) 第2回 中間打合せ(基本条件整理段階) 第3回 中間打合せ(計画・設計段階) 第4回 中間打合せ(細部設計段階)		第 1-10 条
	(記載例—1) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	【予定価格が 1,000 万円を超える場合】		
	(記載例―2) ただし、別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万円以下の場合】		
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条	成果物は、「設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R又はBD-R)で正副2部及び成果物の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)を提出するものとする。			第 1-17 条
(成果物の提出 先) 第6-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 〇〇県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇番地 〇〇農政局〇〇事業(務)所			
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 1 第 2-2 条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 2 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 3 第 5-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 4 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。		第 17 条 ~ 第 20 条	第 1-21 条~ 第 1-24 条

	記載例
項目	内容
	5 履行期間の変更が生じた場合 6 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合 7 その他
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
内	契約書	共通仕様書
7-1-6 ・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合は、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。	第 58 条	

		型		作成要	領及び留意事項		
項目		内容		内	容	契約書	共通仕様書
項 目別紙-1設計作業項目內訳表[実施設計]	作業項目 1 現地調査 2 設計計画 3 基本事項 4 詳細事項	内 容 標 作 業 内 容 標 作 業 内 容 準備作業 (資料収集等) 作業計画 ゲート形式の検討決定 水密方式の検討決定 巻上方式の検討決定 操作制御方式の検討決定	作業実施欄 当初 変更	1		共通仕様書	
	5 設計計算 6 設計図 7 材料計算	付属設備の仕様・配置の検討  設計計算書 材質・部材の検討決定 装置・諸元の検討決定 機器配置の検討決定 施工計画・工事工程計画の作成(概略) 特別仕様書(案)の作成 [操作規程、管理規程案の作成]  一般構造図(全体配置図) [操作制御設備配置配線図] 操作制御設備単線結線図 仮設図		・周辺環境の状況 ・工事用資機材置場及び機器搬入可否の ウ 基本事項 ・基本設計で原則として決定されている エ 詳細事項 ・ダム・頭首工の基本設計又は実施設計で、比較検討のうえ概定又は決定されている。 1) ダム取水放流設備 ・位置、取水方式、調節方式、導力量、操作方式等の決定 2) 頭首工水門設備 ・ゲート形式、寸法(径間・扉高)	るものとする。 計で水門設備の次の基本事項につい れているものとする。 水方式、ゲート又はバルブ形式、数		
	7 材料計算 8 照 査 9 概算工事費 注)契約対象の項目の 載する。	<ul><li>[主要部材数量表(内訳表・集計表)]機器数量表(規格・容量)照査</li><li>概算工事費の算出</li><li>② (大学実施欄に「○」、契約対象外の項目の作</li></ul>	業実施欄に「一」を記	・ゲート形式、寸法(径間・扉高) オ 設計計算 ・[ ]内は、必要に応じ記載し、歩打・操作規程、管理規程は、設計の基本を計を行う設計業務で作成するものとなお、河川協議等で操作・管理に関連機械設備の設計業務で作成できる。 カ 材料計算 ・積算基準に関連して特に材料計算が発き、概算工事費 ・必要に応じて作業項目に含めるもの。	掛は別途計上する。 条件であり原則として施設全般の設 する。 する条件が整備されている場合は、 必要ない項目は、削除する。		

		記	載 例				
項目		内		容			
別 紙 ○ (第 1- 条、第 5-1 条関連)	【設計業務の割合】 調査基準価格質 合計額に 100 分	の 110 を乗じて得 買える場合にあって	た額を予定価格で	格算出の基礎となった同表 A〜D までに掲げ E価格で除して得た割合とする。ただし、そ D 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっ <sup>、</sup>			
	業種区分	A	В	С	D		
	建設コンサルタン ト (土木関係のも の)	直接人件費の 額	直接経費の額	その他原価の額に10 分の9を乗じて得た 額	一般管理費等の額 に10分の4.8を乗 じて得た額		
	合計額に 100 分	の 110 を乗じて得 v超える場合にあっ	た額を予定価格で	の基礎となった同表 A〜 「除して得た割合とする うと、3 分の 2 に満たな	。ただし、その割合		
	業種区分	A	В	C	D		
	地質調査		間接調査費の 額に 10 分の 9 を乗じて得た 額	解析等調査業務費の 額に10分の8を乗じ て得た額	諸経費の額に10 分の4.5を乗じて 得た額		

	作	成	要	領	及	Ü	留	意	事	項		
内							容				契約書	共通仕様書